

1. 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を認定する貨物自動車運送事業安全性評価事業を平成15年7月から実施しています。

この貨物自動車運送事業安全性評価事業は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度です。

平成27年3月現在、安全性優良事業所は20,989事業所あり、これは全事業所数の25.1%に当たります。

※国土交通省では、平成26年度からGマークを10年連続取得している等の極めて優良な事業所を表彰しています。

- Gマークは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が認定・交付する「安全性優良事業所」のシンボルマークです。
- 荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。マークは安全性優良事業所のみに与えられる安全・安心・信頼の証しです。
- 安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位で、平成25年3月18日現在、18,107事業所のトラックがマークを付けて走っています。有効期間は2年間等です。
- 応募された書類は、都道府県トラック協会を受付、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています。

2. 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）

全日本トラック協会で、平成26年度より「引越事業者優良認定制度」を創設致しました。当制度は、安全・安心な引越サービスを提供すると全日本トラック協会が認めた引越事業者を、引越優良事業者として認定するものであり、該当事業者には優良事業者の証として「引越安心マーク」が交付されます。

当該制度は、消費者に安全・安心な引越サービスを提供する事業者の情報を提供することにより、市場においてサービス品質により選択される環境を創出し、品質の向上を図るため、引越事業者又は引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用しているグループを客観的に評価するものです。

引越事業者優良認定制度の目的は、以下の3つを柱としています。

① 安全・安心な事業者の見える化

事業者の責任を明確化し、消費者が安心して引越を委託することができる事業者を選択しやすい環境をつくる。

② 引越業界全体のコンプライアンスの向上

貨物自動車運送事業法や標準引越運送約款、消費者関係法令等の遵守を誓約し、その体制が整っている事業者を認定することにより、引越業界全体のコンプライアンスの向上を目指す。

③ 引越における苦情やトラブルの防止

苦情やトラブルを未然に防ぐための社内教育や責任ある対応ができる体制等が整っている事業者を認定することにより、引越における苦情やトラブルの防止を目指す。

当該制度における

引越事業者とは、

『一般貨物自動車運送事業の許可又は第一種貨物利用運送事業の登録若しくは第二種貨物利用運送事業の許可のいずれかを受けている、引越事業を行う事業者』をいいます。

引越サービス名称とは、

『引越事業を行う事業者が、消費者に対し宣伝する名称』のことをいいます。

引越グループとは、

『複数の引越事業者が、引越の宣伝、共同化などのために集まり、共通の引越サービス名称を使用しているグループ』のことをいいます。